

## ●保育所設置認可等事務取扱要綱（抄）

### 第2 保育所の基本的要件

#### 2 定員

##### (2) 施設長

###### ア 施設長要件

保育所に施設長を置くこと。

保育所は、特に施設長によってその運営が左右されるところが多いことから、保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため、新たに施設長に就任する者は、次の要件を具備する専任若しくは専任に準ずる者であること。

専任若しくは専任に準ずる者とは、常時実際にその保育所の運営管理の業務に専従し、かつ有給（子ども・子育て支援法第27条第1項に基づき施設型給付に係る施設として区市町村長から確認を受けた民間保育所（以下「給付対象施設」という。）にあっては、委託費から給与支出が行われていること。）のものであること。従って、2以上の施設若しくは他の業務と兼務し、保育所長として職務を行っていないものは施設長に該当しない。

(ア) 公立保育所（公設民営を含む。）の施設長となる者は、児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(イ) 民間保育所の施設長となる者は、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、次のaからdまでのいずれかの要件を満たしているものであること。ただし、夜間保育所（平成12年3月30日付児発第298号により設置された保育所）の施設長は、原則として、保育士の資格を有する者であること。

a 児童福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設において、次に掲げる職に2年以上従事した者

(a) 施設長の職

(b) 月120時間以上施設に勤務する者であって、児童の処遇に直接従事する職員の職

b 保育士であって、次の(a)から(e)までのいずれかに該当するもの

(a) 保育所又は幼保連携型認定こども園において、月120時間以上、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。ただし幼保連携型認定こども園の場合、子ども子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の認定を受けた児童に対する保育に従事していた者に限る。

(b) 認証保育所の施設長として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。

(c) 子ども・子育て支援法第7条に定める地域型保育事業のうち小規模保育事業又は事業所内保育事業の運営責任者（施設長に類する者。）として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。

(d) 学校教育法第1条に規定する幼稚園の園長として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。

(e) (a) から (d) までに準ずる者であって、知事が適当と認定したもの

c 社会福祉士若しくは社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業に2年以上従事した者で、国又は国の委託を受けた者が実施する保育所長研修を受講し、修了した者

d a から c までに準ずる者であって、知事が適当と認定した者（国又は国の委託を受けた者が実施する保育所長研修を受講し、修了した者に限る。）

## ●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（抄）

（幼保連携型認定こども園の園長の資格）

第十二条 園長の資格は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項（国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあつては、同条第八項において準用する場合を含む。）の登録を受けており、及び、次に掲げる職に五年以上あることとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び同法第百二十四条に規定する専修学校の校長（幼保連携型認定こども園の園長を含む。）の職

二 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授（学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）による改正前の学校教育法第五十八条第一項及び第七十条第一項に規定する助教授を含む。）、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第百二十四条に規定する専修学校の教員（以下この条において「教員」という。）の職

三 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下この条において同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員（学校教育法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百五号）による改正前の学校教育法第七十三条の三第一項に規定する寮母を含む。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。）の職

四 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）第一条の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条の規定による教員養成諸学校の長の職

五 前号に掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職

六 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおける第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものの職

七 前号に規定する職のほか、外国の学校における第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものの職

八 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）による少年院又は児童福祉法による児童自立支援施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十四号）附則第七条第一項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法（以下この号において「旧児童福祉法」という。）第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において矯正教育又は指導を担当する者（旧児童福祉法第四十四条に規定する救護院（旧児童福祉法第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受

けたものを除く。)において指導を担当する者を含む。)の職

九 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び連携施設を構成する保育機能施設の長の職

十 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び連携施設を構成する保育機能施設において  
児童の保育に直接従事する職員の職

十一 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び連携施設を構成する保育機能施設の事務  
職員の職

十二 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事  
業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業

(以下この条において「家庭的保育事業等」という。)の管理者の職

十三 家庭的保育事業等において児童の保育に直接従事する職員の職

十四 家庭的保育事業等における事務職員の職

十五 第一号から前号までに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育(教育基本法(平  
成十八年法律第百二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育以外の  
教育を含む。以下この号において同じ。)若しくは児童福祉に関する事務又は教育若しくは児童福  
祉を担当する国家公務員又は地方公務員(単純な労務に雇用される者を除く。)の職

十六 外国の官公庁における前号に準ずるものの職

第十三条 国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を  
含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に  
規定する公立大学法人(以下単に「公立大学法人」という。)を含む。以下この条及び第十八条にお  
いて同じ。)が設置する幼保連携型認定こども園の園長の任命権者又は国及び地方公共団体以外の者  
が設置する幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の運営上特に必要がある場  
合には、前条の規定にかかわらず、法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の目的を実現  
するため、当該幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、前条に  
規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認めるものを園長として任命し、又は採用すること  
ができる。

### ●東京都認定こども園の認定要件に関する条例(抄)

(認定こども園の長)

第十三条 認定こども園の長は、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならな  
い。

2 幼稚園型認定こども園のうち、第三条第一号(二)に規定する施設にあっては、幼稚園又は保育機  
能施設の施設長とは別に認定こども園の長を置くほか、これらの施設長のいずれかが認定こども園の  
長を兼ねることができる。

3 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管  
理及び運営を行う能力を有しなければならない。